

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会

運 営 委 員 会 規 定

平成 28 年 6 月 18 日 制 定

平成 29 年 10 月 4 日 一部改定

(総 則)

第 1 条 この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第 39 条に規定される運営委員会（以下、「本委員会」という。）の組織と活動の基準について定める。

(設 置)

第 2 条 定款第 39 条に基づき、本法人の会務を処理し事業を推進するために本委員会を設置する。

2. 活動期間は本法人の事業年度と同様とする。

(構 成)

第 3 条 本委員会には理事の中から会長が選任した委員長（以下「委員長」という）をおく。

2. 本委員会には 1 ないし 3 名の副委員長をおくことができる。

3. 本委員会には本法人の事業推進を目的とし、別表に示す小委員会および事務局をおく。小委員会は小委員長、副小委員長、委員で構成される。

4. 本委員会の委員はいずれかの小委員会に属する。

5. 山口県・九州地区の幅広い地域的な事業活動を推進するために、本委員会に「運営協力委員」を置くことができる。

(委 嘱)

第 4 条 委員長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 本委員会の副委員長および委員は、会員の中から委員長が委嘱する。

3. 小委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 運営協力委員は、委員長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員長、副委員長および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、小委員長の再任は原則として 1 回までとする。

(開 催)

第 6 条 本委員会は、委員長が招集する。

2. 本委員会は事業年度の開始・終了時とその中間に 4 回程度開催する。

(活 動)

第 7 条 本委員会は、理事会及び総会に付議する事項の立案、第 4 条の事業の実行、その他会長が必要と認めた会務処理に当たるものとする。

2. 前項に規定された本委員会の活動は、第 3 条 3 項に基づき設置された小委員会と定款第 40 条に基づき設置された分科会を中心に行われる。

3. 各小委員会は、その構成や活動等の基準を定めた「運営マニュアル」に基づいて活動を行う。

(事業活動の企画と報告)

第 8 条 各小委員会の活動計画は本委員会で承認を得たうえで実施され、活動実績は本委員会で報告される。

2. 新規の事業・案件や予算外の事業等は理事会の承認を得たうえで実施され、その結果は理事会に報告される。

3. 分科会の事業成果は本委員会がとりまとめて理事会に報告し、原則として会員に公表するものとする。

(事業計画および予算)

第 9 条 委員長は、本委員会で審議された翌年度の事業計画および予算を、毎年 3 月中に理事会に提出しなければならない。

(経費等)

第 10 条 事業運営に必要な経費等は、本委員会の予算の範囲内で支出する。

(事業報告)

第 11 条 委員長は、本委員会で審議された前年度の事業経過の概要・決算を、毎年 4 月上旬までに理事会に報告しなければならない。

(規定の変更)

第 12 条 本規定の変更は、理事会において行う。

付 則

(施行期日)

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この変更規定は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

別 表

小委員会一覧表
「論文集編集小委員会」
「会報編集小委員会」
「見学会小委員会」
「講演会・講習会小委員会」
「研究連絡小委員会」
「広報活性化小委員会」
「対外交流推進小委員会」
「シンポジウム実行小委員会」
「受託事業小委員会」